



まぼろしの 第 115 回広島 2 人デモ

2014 年 11 月 14 日（金曜日）18:00 ～ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です

There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

原発安全神話と訣別したなら
安全神話時代の「立地自治体」
概念とも訣別すべき～原子力規制法体系は30km圏自治
体の再稼働同意を要件としている～

誤魔化される鹿児島県民 その2

「おたくは立地自治体宣言
しなかったじゃないか！」202X 年、九州電力川内原発で苛酷事故発生、半径 50km 圏
の住民の多くが放射能を逃れて避難。文句をいう地元住民（じゃ
けえ）と原子力規制委員会（哲野）とのやりとり。

じゃけえ「川内原発再稼働の時、私たちも地元として発言権があっ
たのに、意見をいえなかった。」哲野「いえ、そうではありません
よ、私どもは立地自治体を『特に関心の高い立地及び周辺自治
体』（新立地自治体。表 1 参照のこと）と申し上げていたのであって、
おたくは特に自治体として反対されませんでした。いまさら文句
をいわれる筋合いはありませんよ。」じゃけえ「あれ、うちは立
地自治体だったの？」哲野「だから、あの時、立地自治体を『特
に関心の高い立地及び周辺自治体』と申し上げていましたよ。」
じゃけえ「でも新聞は、薩摩川内市と鹿児島県だけが立地自治体
と書いていたし、実際に鹿児島県知事も薩摩川内市と鹿児島県だ
けが立地自治体だと。」哲野「新聞が何を書いたか、そこまでは
私どもでは責任をもてません。あの時、立地自治体を『特に関心
の高い立地及び周辺自治体』と申し上げていましたし、特に
30km 圏と決めなかったのは、地元々で事情が異なるから、地元々
で話し合っ決めてくれと、そう申し上げています。ですからお
たくが『うちは、特に関心が高いから立地自治体だ』と言えば、
立地自治体だったのですよ。でも鹿児島県知事の決定に、いや、
うちも立地自治体だ、と言わなかったじゃないですか。」じゃけえ
「そんなのうちは同意した覚えはありません！」哲野「しかしで
すね、『うちも立地自治体』だと言わなかったのも事実です。」じゃ
けえ「立地自治体と言わなければ、立地自治体じゃないんです
か！」哲野「そうですよ。だから言ったじゃないですか、特に関
心が高い立地及び周辺自治体は「立地自治体」だと。『立地自治
体宣言』をしなければ、特に関心が高いかどうか分からないじゃ
ないですか！なにをいまさら。」じゃけえ「でも規制委員会は川
内原発を安全だといったじゃないですか！」哲野「一言も言って
ません。規制基準に適合しているとはいいましたけれど、安全だ
なんて一言も言っていません。それどころか、原発に絶対安全は
ない、苛酷事故に備えて避難計画を整備してくれとお願いしたは
ずです。自分の責任を私どもに押しつけないで下さい。お気の毒
とは思いますが…。」

てな、やりとりをしても後の祭りです。

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられな
くなった仕事仲間の2人が2012年6月23日
からはじめたデモです。私たちは原発・
被曝問題の解決に関し、どの既成政党の
支持もしません。期待もアテもしませ
ん。マスコミ報道は全く信頼していま
せん。何度も騙されました。また騙され
るなら騙されるほうが悪い。私たちは市民
ひとりひとりが自ら調べ学び、考えるこ
とが、時間がかかっても大切で、唯一の
道だと考えています。なぜなら権利も責
任も、実行させる力も、変えていく力も、
私たち市民ひとりひとりにあるから
です。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしていま
す。使用している資料は全て公開資料で
す。ほとんどがインターネット検索で入
手できます。URL 表示のない参考資料は
キーワードを入力すると出てきます。私
たちも素人です。ご参考にしていただき、
ご自身で第一次資料に当たって考える材
料にしてください。

本日のトピック

- マスコミが既成事実化する川内原発再稼働
- まだ“審査合格”もしていないのに、どうして同意で
きる？
- 「UPZ」30km 圏の自治体の避難計画ができていなか
れば電力会社は再稼働できない
- 「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」
を衆議院原子力問題特別委員会で確認
- 「避難計画・帰還政策」の存在は再稼働の法的要件
- 「原発稼働で生命の問題など起こらない」－伊藤鹿児島
県知事のホンネ
- 規制委審査が完了しないまま、同意表明をした伊藤祐
一郎鹿児島県知事－生命・健康、生活・財産より再
稼働優先
- 県民の安全・財産より国家エネルギー政策優先の観点
- 放射能災害が全く理解できていない伊藤知事
- 「安全目標」と規制基準の制度設計を混同する伊藤氏
- 原子力災害対策指針の避難基準は年間 100mSv
- 苛酷な被曝線量限度で原発の存在を正当化
- 原発の稼働と国民の命・健康・安全問題

表 1 「立地自治体」に関する様々な考え方

①原発立地自治体及び立地道・県 鹿児島県・内閣・経産省・電気事業連合会の見解 (原発安全神話時代の立地自治体概念そのまま)
②特に関心の高い立地及び周辺自治体＝新立地自治体 原子力規制委員会・原子力規制庁の見解 (原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ)
③概ね原発 30km 圏 現行原子力災害対策指針を基本とする考え方 (原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ)
④原発 100km 圏 現行原子力災害対策指針の想定避難区域 (原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ)
⑤原発 250km 圏 大飯原発差し止め訴訟福井地裁判決を演繹した考え方 (原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ)

* いずれの考え方とも原発事故発生時の避難範囲は「原発立地自治体」と
する点では共通している

* これとは別に前滋賀県知事嘉田氏は「被害地元」という考え方を提出し
ている。「被害地元」は必ずしも苛酷事故時「避難」を伴う考え方ではない

マスコミが既成事実化する川内原発再稼働

図1は2014年11月7日川内原発再稼働に伊藤祐一郎鹿児島県知事が同意したことを伝える、翌8日付け朝日新聞朝刊（大阪本社版）1面記事です。記事は薩摩川内市に続いて、鹿児島県知事も再稼働に同意したので同意手続きが完了、川内原発の再稼働が決定した、と書いています。この記事の論理を整理すると以下のようになります。

- ① 地元同意に法的な定めはないが、薩摩川内市長と鹿児島県知事の再稼働同意が必要。
- ② 川内原発は、原子力規制委員会の「主要な審査」に合格している。
- ③ 今回薩摩川内市長と鹿児島県知事の同意要件が整ったので再稼働が決定した。

この記事の結論は「川内原発再稼働へ」の見出しが一言で表現しています。

朝日新聞だけではありません。全国の新聞が地方紙まで含めてほぼ同一の論理構造をもって「川内原発再稼働決定」を11月8日付けの報道で伝えています。私もかなりの数の新聞に目を通したのですが、日本共産党機関紙「赤旗」も含めてほぼ判で押したように同じ論理構造です。ただ赤旗の場合は、「重大な問題を残したまま一部の同意」だけで再稼働強行は許されないと今回決定を非難していますが、「一部の同意」であることの法的根拠を示しておらず、論理構造は同じです。

ただ1紙（他にもあるかも知れませんが）、これとは異なる論理構造をもった記事は琉球新報の社説だけでした。琉球新報の社説の論理構造は次のようなものでした。

- ① 規制基準適合とは、「原子炉設置変更許可」、「保安規定許可」、「工事計画許可」、「検査終了」の要件が整わなければならない。
- ② 現在はまだ「原子炉設置変更許可」しか出ていない。規制基準適合審査はまだ終了していない。その段階で「同意」など出せるはずがない。
- ③ 「地元同意」というが、川内原発の地元自治体とは半径30km圏自治体すべてである。
- ④ 今回同意を示したのは、立地市の薩摩川内市と立地県の鹿児島県だけである。地元同意手続きが完了したとはいえない。

（その琉球新報社説も、地元の範囲を半径30kmとしていましたが、その法的根拠までは示していません）

どちらの論理構造が正しいのでしょうか？これは事実関係として琉球新報の論理構造が正しいのです。現在規制委の審査は、3頁表2でご覧のように、「原子炉設置変更許可」しか出ていません。この後「工事計画認可」「保安規定認可」のステージが待っていますし、原子炉を起動する前の「起動前検査」、後の「起動後検査」まで合格してはじめて審査合格・終了です。「原子炉設置変更許可」が出た段階で、説明会を開催することはもちろん自由ですが、これで規制委審査全体を説明することはできません。これで審査全体を説明し納得してもらった、というわけにはいきません。だいたい審査全体は終了していないのですから、説明しようもありません。

また、「地元同意手続き」に関しても、朝日新聞は「法的定めはない」と書いていますが、後でも菅直人衆議院議員の国会質疑のところで詳しく見ますが、その手続き・範囲についても法的

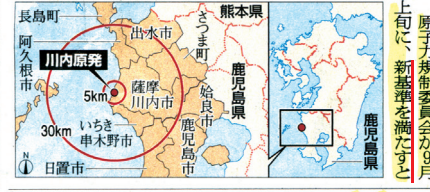
図1 朝日新聞（大阪本社版）2014年11月8日 14版1面 注：上段は無署名記事

川内原発再稼働へ

年明けにも知事・県議会が同意



鹿児島県の伊藤祐一郎知事は7日、九州電力川内原発（薩摩川内市）1、2号機の再稼働に同意する考えを表明した。県議会がこの日、再稼働を求める陳情を採択したことを受けて判断した。東京電力福島第一原発の事故後に定めた新規制基準の主な審査を通った原発で、初めてとなる地元同意の手続きが終了した。川内原発は年明けにも再稼働する見通しだ。



川内原発は、半径30km圏自治体すべてである。今回の同意は、立地市の薩摩川内市と立地県の鹿児島県知事による。規制委の審査は、3頁表2でご覧のように、「原子炉設置変更許可」しか出ていない。この後「工事計画認可」「保安規定認可」のステージが待っていますし、原子炉を起動する前の「起動前検査」、後の「起動後検査」まで合格してはじめて審査合格・終了です。

川内原発再稼働に向けた今後の流れ

9月10日	審査書決定（許可）
10月24日	九電が認可に必要な書類を提出
10月28日	薩摩川内市長と市議会が同意
11月7日	鹿児島県知事と県議会が同意
11月	設備の検査
12月	合格
再稼働	年明け以降

事故後に踏み出す重み

「保安規定」の審査は続く。規制委による認可までには1〜2カ月かかる。認可後の現地での設備検査も1〜2カ月かかる見込みだ。

※赤字は当方による強調

根拠があるのです。（この新聞は一貫して「地元同意には法的根拠はない」と主張しています。これは経産省・電気事業連合会の主張です。見方の分かれる点はやむを得ないにしても、原発再稼働をさせたい勢力の見方を一方的に読者に刷り込むのはフェアではありません）

こうしてマスコミが、安倍自民党政権・経産省・電気事業連合会が望む方向で、日本の社会の中に、「川内原発再稼働」を既成事実化していきます。

まだ“審査合格”もしていないのに、どうして同意できる？

実際の話が、まだ審査合格もしていないのに、薩摩川内市長も薩摩川内市議会も、鹿児島県知事も鹿児島県議会もどうして原子力規制委員会の審査結果に同意できるのか？ここが実に摩訶不思議なところ。また同様に「審査合格」もしていないのに、宮澤洋一経産大臣にしても辞職した小淵優子前経産大臣にしても、「川内原発再稼働」に関して「地元自治体にご理解を賜る」ことができるのか？もしかするとこの人たちは自分の頭でものを考える力はなくて、誰かの振り付け通り動いているロボットなのではないか、と思えてくるほどです。

図2は2013年7月原子力規制委員会が現在の規制基準を決定・施行した時に一般に公表された「実用発電原子炉に係わる新規制基準について」と題する説明資料の概要版です。中で「規制基準審査・検査の進め方」について説明しています。(同 22 頁) 専門家でなくてもちょっと努力さえすれば理解できるように書いてありますので是非御一読をお勧めします。

本来は、事業者の申請は「原子炉設置許可」、「工事計画」、「保安規定」の順にすべきです。【通常の進め方】参照のこと

それはそうでしょう。規制基準に定められた規則をクリアする装置や設備あるいは仕組みが合格になってはじめて「じゃ、それに基づいて実際工事計画を出して下さい。決められた通りのことが工事に盛り込まれているか審査します」となるからです。そしてこの工事計画審査の過程で「じゃ保安規定を出してください」となります。「原子炉設置変更」部分がハードウェアとすれば、「保安規定」はソフトウェアあるいは操業の仕組みや仕掛けに相当します。ハードウェアだけがあってもそれを有効に活用するソフトウェアがなければ「絵に描いた餅」になってしまうからです。規制委が「ハード・ソフトの実効性を一体的に審査する」と豪語するゆえんです。(実際に実効性があるのかどうかは議論のあるところで。が、少なくとも規制委は、ソフト=保安規定の実効性を審査しなければ全体の実効性は担保されない、と考えており、その限りでは正しい考え方だと思います)

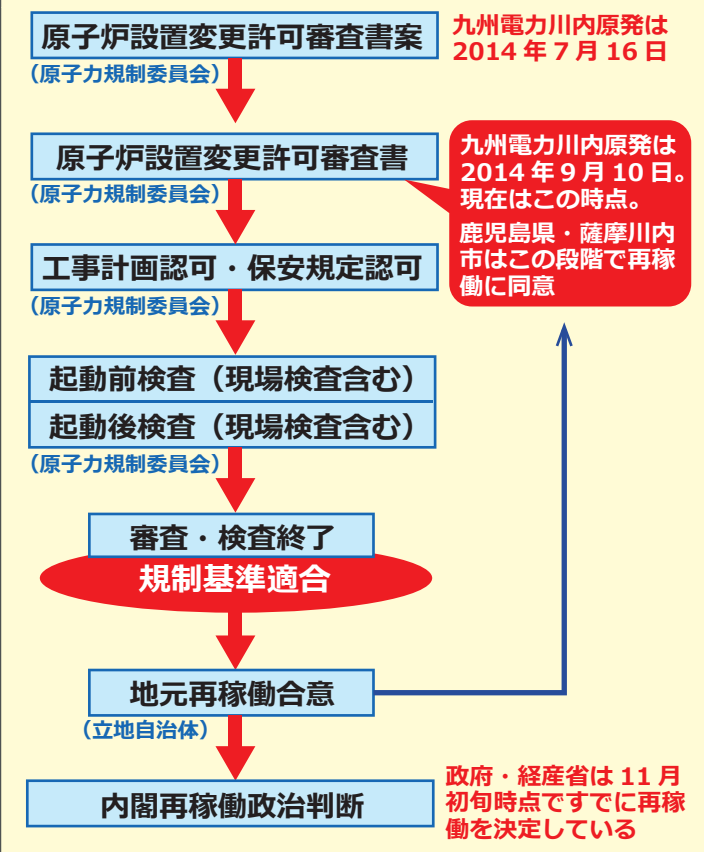
ところが、今回審査では、なぜか「原子炉設置変更」、「工事計画」、「保安規定」を同時に申請して良い、ということにしたのです。(【今回の進め方】参照のこと)

とにかく急いでいるから、という理由だ、と想像する他はありません。ともかく、この手順に従って川内原発規制基準適合審査も進んできました。その流れをフローにしたのが表2です。実際にも申請は、「原子炉設置変更」、「工事計画」、「保安規定」が同時に行われましたが、事実上「原子炉設置変更審査」だけが先行して審査され、「工事計画」、「保安規定」審査は後回しにされました。「原子炉設置変更」の中身が固まらないうちは「工事計画」も「保安規定」も審査しようがありません。「原子炉設置変更」の中身がすべてに最優先する「先決問題解決の要求事項」です。

現在、「九州電力川内原発再稼働申請」案件は、表2の「原子炉設置変更許可」がおりた段階です。順番としては「工事計画」審査、「保安規定」審査が続きます。その審査は現在やっと始まったばかりです。

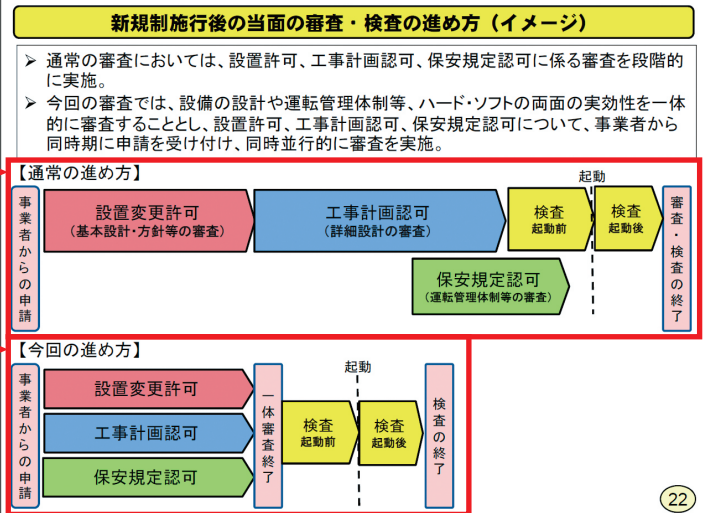
ところが「川内原発地元」とする鹿児島県・薩摩川内市は、「原子炉設置変更許可」がおりた時点で、早々と「再稼働に同意」してしまっているのです。何に「同意」したのか理解に苦しむところです。少なくとも規制委の標榜する「ハード・ソフトの実効性を一体的に審査」を全く理解していないとしかいいようがありません。(伊藤祐一郎鹿児島県知事は、旧自治省役人時代、石川県に出向して北陸電力志賀原発の運転開始に係りました。その時少しばかりかじった知識をもって専門家気取りですが、その実伊藤氏の“専門家”ぶりはこちらの如きものです)

表2 原発再稼働までの手続きフロー



【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規制基準について』2013 年 7 月原子力規制委員会など。

図2 新規制施行後の当面の審査・検査の進め方



【参照資料】原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準について－概要－平成25年7月」
http://www.aec.gov.tw/webpage/info/files/index_04-45-2.pdf

2 頁に引用した朝日新聞の記事に至っては「川内原発の再稼働がすでに決定」したかのような記事を書き、10 月下旬に九州電力がやっと提出した「工事計画」「保安規定」申請書類の審査に「1 カ月から 2 カ月」かかり、さらに起動前検査・起動後検査に「1 カ月から 2 カ月」かかるので、再稼働は年明け以降になると断定する始末です。「お前が規制委員会か！」と言いたくなるほどです。少なくとも「工事計画・保安規定審査にどれほどの時間がかかるか今は見通せない」とする規制委・田中俊一委員長のコメントも合わせて紹介しておくべきでしょう。これでは読者をミスリードするばかりです。

「UPZ」30km 圏の自治体の避難計画ができていなければ電力会社は再稼働できない

2014 年 11 月 6 日、ちょうど伊藤鹿児島県知事が九州電力川内原発の再稼働に「合意」を表明したその前日、衆議院原子力問題調査特別委員会で元首相の菅直人衆議院議員が、極めて重要な質疑を行いました。この質疑で、菅氏は「**30km 圏住民避難計画の存在は、現行規制基準に基づく再稼働の十分条件であること**」さらに電気事業者は、**30km 圏の自治体に苛酷事故時の避難計画がない場合には、30km 圏住民の同意が得られていないものとして、原発再稼働できない**ことを確認したのです。

そのやりとりを見る前に、衆議院原子力問題調査という特別委員会の成り立ちを見ておきましょう。菅氏が質疑冒頭で、

「国会事故調（**東京電力福島原子力発電所事故調査委員会**）のこと。**東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法**により国会が設けた調査委員会。黒川清氏が委員長だった）が終了する時に、7 つの提言をされました。その提言の 1 に国会にこういう委員会を作ってほしい、ということがあり、この特別委員会が設置されたものと理解しています」

と述べているように、衆議院原子力問題調査特別委員会は国会事故調の提言に基づいて設置されたものです。この時国会事故調は「**本事故の根拠的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、『規制する立場とされる立場が“逆転関係”となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊』が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は『自然災害』ではなく明らかに『人災である』**」と述べ（**国会事故調報告 A4PDF 版 12 頁**）、この認識に基づき、7 つの提言の第 1 番目に、「**規制当局に対する国会の監視**」をあげ、「**国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係わる問題に関する常設の委員会等を設置する**」と述べています。（**同 20 頁**）この特別委員会は、国会事故調報告の第 1 番目の提言に基づき設置されたものであることを菅氏はまず確認したことになります。

話がやや先走りますが、伊藤鹿児島県知事は川内原発の再稼働に同意した時の記者会見（**2014 年 11 月 7 日**）で、「**国民の生命を守れ、いかにも原発を稼働すると、国民の命を守れないような、そういうプロパガンダが大に行われています**」と述べています。（**10 頁表 5-2「伊藤記者会見」の⑦を参照のこと**）

しかし、こうしてみると「原発稼働」と「国民の健康と安全」を守ることは国会事故調の提言の柱であり、提言を受けた国会の総意で原子力問題調査特別委員会が設置されたことを考えると、「**原発を動かすと国民の生命が守れない**」ことはプロパガンダでもなんでもなく、国会自身の大きなテーマであることがわかります。伊藤氏の原発問題に関する認識は今なおかつ極めて低いレベルに止まっていることが、皆さんにも了解されましょう。

川内原発規制基準適合審査はまだ完了していない

それでは早速菅氏の質疑を具体的に見てみましょう。菅氏は「現在原子炉設置変更許可が出された段階であって、工事計画認可、保安規定認可、起動前検査、起動後検査が続き、これらが全て完了してから合格となるのではないかと」と質します。答弁に立った田中俊一原子力規制委員会委員長は、神妙な顔をして「ご指摘の通り、間違いありません」と明確に答えます。

これは 3 頁図 2 及び表 2 にある通り、他ならぬ規制委の規定ですから、田中委員長も「仰せの通り」と答える他はありません。この答弁を受けて、菅氏は「マスコミ報道で原子炉設置変更許可が出ただけで、もう認可がされたみたいな報道がされているが、

規制委としても、それは間違いだ、正確ではない、という訂正を出すべきだ」と釘を 1 本刺します。（**5 頁表 3-1 参照のこと**）

というのはどうも規制委自身、こうした誤ったマスコミ報道を黙認している気配があるのです。どこでもいいから一刻も早く原発を再稼働したい、という思いは規制委とても同じことです。ですから、こうしたマスコミのデマ報道による「川内原発再稼働決定」の「既成事実化」は内心歓迎しているのではないかと、そのことを見越して、菅氏は 1 本釘を刺したのだ、と考えることができます。

規制基準に適合していることは必要条件

次に菅氏は、原子炉等規制法に明記されている条文を指摘して、「**規制基準に適合していることは、再稼働の条件の 1 つである**」ことの確認作業にかかります。つまり規制基準に適合していることは、法的には再稼働の必要条件の 1 つであって、それ自体で十分条件ではない、しからば十分条件とはいったい何か、と問いただします。そしてその法的根拠は、恐らく原子力災害対策特別措置法に基づいて、原子力規制委員会が決定施行する「原子力災害対策指針」ではないかと、話を先に進めます。

その指針に従うと、地元自治体は苛酷事故発生時、避難計画あるいは帰還計画を含めた地域防災計画を策定することになっているが、この地域防災計画の策定について、誰が第一義的な責任を負っているのか、と質します。

まず矛先を向けられた東電姉川常務

矛先を向けられたのは東電の姉川尚史常務です。菅氏はこの日、九州電力の瓜生道明社長の出席を求めていたのですが、都合が悪く（**瓜生氏は国会より大事な仕事があったようです**）、かわりに一般電気事業者（**電力会社**）代表として出席したのが姉川氏です。

菅氏は姉川氏に、30km 圏の住民避難の法的責任を原発会社（**電力会社**）は負っているのかと聞きます。これは法的には自治体が負っていることははっきりしているので、わかりきった質問です。法的には自治体に第一義的責任があるのですが、電力会社は全面的に協力する義務を負っているだけです。姉川氏は精神論・道義論にもっていこうとしますが、菅氏はごまかされません。電力会社には法的第一義的責任はないことを認めざるを得ません。

<7 頁に続く>

写真 1 衆議院 原子力問題調査特別委員会（2014 年 11 月 6 日）で 30km 圏地元同意が再稼働の条件になっているかどうかを質す菅直人議員



【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画より（<https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>）

「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

菅直人：現在、川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、**これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定**になると。

ですからまだこの中でいえば一番**最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められていると**、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いはないでしょうか？

原子力規制委員会委員長 田中俊一：**ご指摘の通り、間違いありません。**

菅直人：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言うて頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

菅直人：今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいという風にお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。（**当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者＝電力会社代表であることを菅氏は確認している**）

現在、炉規制法等（**原子炉等規制法：正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』**）、原子力災害対策特別措置法（**『原子力災害対策特別措置法』が正式名称**）に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなくては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作ることになっております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか？

東電 姉川尚史：避難については我々の認識、法律の理解は地方自治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をするという観点でお答えをしてみました。

菅直人：もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少

なくとも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではないと。負っていない。そういう意味ですね。今、自治体が、と言われたのは、はっきり答えてください。

姉川尚史：ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては**自治体さんが法律上も責務を負う**という風になっているというのが私の理解でございます。

菅直人：事業者としては“（責任は）ない”ということですね。

姉川尚史：事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

菅直人：まさにそうなんです。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。**合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか**、それとも今の話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも 2 つですね。いわゆる新規制基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、**合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか**。委員長の見解をうかがいます。（**すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問っている**）

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が 5 段階あると。で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。（**原子力規制委員会の『深層防護（5 層）』については、7 頁表 4 参照のこと。田中氏は 4 層までは規制委の規制範囲だが、5 層は範囲外である、と述べている**）

その 4 段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは**当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識**しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった**関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずである**と。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。（**避難計画など防災対策を**）自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（**法律上の**）体系だと。**5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系**だと。そういう理解ですか？

[＜次ページに続く＞](#)

【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 <https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

<前ページより続き>

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めているんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思います。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね？

田中俊一：その通りだと思います。

菅直人：ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体が持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか？経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣 山際大志郎：あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体を作るということでございます。

菅直人：全く答えになっていません。私は地方自治体を作ること否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？

山際大志郎：法令上の、という話でございますので、その地方自治体のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということ、**法令上審査をするということにはなっておりません**。

菅直人：まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。（菅氏は、深層防護 5 層のうち、4 層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の 5 層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている）

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、姶良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、**自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例え駄目だと言おうとも、それでやれるんだと言う法律はない**ということですよ。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままですることができるんですか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか？

姉川尚史：ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来ていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができていないかと私は理解しております。

菅直人：そうすると例えば 30km 圏のある自治体ですね、それは困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働は出来ないという理解ですね？今の話は。

姉川尚史：現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しておりまして、その 3 者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

菅直人：その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体（**直接立地自治体と言う意味**）だけではありませんよ。今は元々の根っこが間違っているんじゃないですか？

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防災業務計画は 30km 圏のものでございます。

菅直人：ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない**。そういう理解でいいんですね？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではない**と。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。（姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていない＝30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ）

菅直人：**大変重要な回答を事業者からいただきました**。何故こういう事を言うかということ、一部にですね、規制委員長もよくおわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？ということ、いやそれはちょっと、国会では言えませんと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、**少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということ**を言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思います。以上で終わります。

（菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになるからだ）

「避難計画・帰還政策」の存在は再稼働の法的要件

規制委の深層防護の考え方

<4頁より続き> 次に予先が向くのは規制委の田中委員長です。質問は再稼働にあたって、規制基準適合合格は、単に必要な条件なのか、それとも必要十分条件なのか、という肝心要の質問です。

これは原子力規制委員会の原子力規制政策の基本中の基本、「深層防護」に係わる重要な質問です。

深層防護の考え方は、表 4 を参照してほしいのですが、防護の仕組みを 5 層にわけ、それぞれが独立して安全を担保するという手法です。IAEA やアメリカ原子力規制委員会などが、表で示した 5 層の防護体制を構築しており、原子力規制委員会も同じくこれにならって 5 層の「深層防護」体制を採用し、現在の規制基準を支える防護思想になっています。ただし日本の法的定めは、規制委が責任をもつのは第 4 層までで、第 5 層は責任を持っていないのです。第 5 層は、すべての層が破れ、原発から放射能が環境に大量に放出する、残る手段は住民の広域避難しかない、という段階です。

思想としては 5 層の防護ですから、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針で 5 層段階の対応、すなわち「広域避難」を 30km 圏の自治体（原子力災害重点対策区域）に義務づけますが、一方で 5 層の対応は、規制委の担当ではない、という極めて歪な法体系になっています。避難計画の実効性を規制委は審査しない、審査する権限はない、という話もここから来ています。5 層まで規制委員会が担当する法体系をもっているアメリカとここが大きく違うところ。アメリカの規制委員会は 5 層すべてに責任を負っていますので、住民避難計画の実効性にも責任を負っています。ですからこれを審査する権限ももっています。ところが、日本の規制委はいいっぱなしで、その実効性を審査する権限をもっていないのです。

一方で 5 層の実効性、広域避難計画の実効性は誰が審査するのかというと、日本の法体系では誰も審査する権限がないのです。内閣の原子力防災会議が、各地の原子力災害避難計画を審査したが適切だった、と発表していますが、法的には内閣にもありません。ですから、その審査もお気軽なものです。

日本の原子力規制行政に係わる法体系の不備を菅氏は突こうとしているわけです。

菅氏は田中氏に、規制基準に合格したら後は電力会社が独自の判断で再稼働できるのか、と尋ねます。これに対して田中氏は、この質問に直接には答えずに、深層防護の話から始めます。引用します。**（5 頁表 3-1 参照のこと）**

「よく深層防護が 5 段階あると。**（表 4 参照のこと）**で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。その 4 段階まで

は私どもがやります。それで 5 段階目の、いわゆる住民の防災避難計画については、県あるいは当該自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実には稼働に入らないという風に認識しております」

なるほど、避難計画がなければ、稼働できない、というのが田中氏の理解です。 田中氏は続けます。

「結局事業者だけではなくて、その地域の住民の…関係者のご理解、ご同意が得られなければ、稼働ができないだろうと。**（法的には）**できない筈である」と

法体系は「地元住民同意」を要求

ここでやっと菅氏の質問に田中氏は答えたことになります。

つまりは、菅氏は、規制基準にさえ適合すれば電力会社は、原発を再稼働できるのか、と尋ねたのに対し、田中氏は「いや、**そうではない。地元住民の同意が必要だ**」と答えています。

電気事業連合会や朝日新聞は、再稼働にあたって「地元住民の合意は、法的根拠はない、定めはない」と再三再四主張していますが、実際にはそうではないのです。田中氏の言うとおり、法体系は地元住民の合意を必要としているのです。

菅氏はこれではまだ不十分と見たのか、急押しに入ります。引用します。

「4 層目までは規制委員会が見ると。避難とか何とかについては自分たち**（規制委員会のこと）**は判断しないと。しかしその部分**（避難計画の存在）**についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働できないという全体の体系だと。5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか？」

これに対して田中氏は、また問題を後戻りさせるようなことを言いかけますが、菅氏は、逃げ道を許しません。

「ですから…炉規制法**（原子炉等規制法。すなわちこの場合は規制基準に適合していること）**の方はあくまで必要条件の 1 つであって、十分条件ではないと。そういう理解で、全体の理解はそれではないのですか？」と畳みかけます。これに対して田中氏は、「その通りだと思います」と答えるしかありません。

これで一丁上がりです。しかし、まだ大きな問題が残っています。こうなると「**避難計画条項は再稼働十分条件**」となります。それでは、「避難計画の実効性」は誰が審査するのでしょうか？これは先ほども見たように、法令上、明確には、審査権限を誰も持っていないのです。

<8 頁に続く>

表 4 原子力規制委員会の採用する深層防護（5 層）の考え方

【深層防護の徹底】目的達成に有効な複数の（多層の）対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えると、他の層での対策に期待しない。

多重防護レベル	運転状態	防護目的	目的達成手段
第 1 層	通常運転	異常運転及び故障の防止	保守的設計及び建設・運転における高い品質
第 2 層	予期される異常運転	異常運転の制御及び故障の検出	制御、制限及び防護系、並びにその他のサーベランス
第 3 層	異常運転	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設及び事故時手順の整備・確認
第 4 層	シビアアクシデント	事故の進展防止及び重大事故の影響緩和	格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
第 5 層	シビアアクシデント 影響緩和	放射性物質の放出、放射線影響の緩和	サイト外の緊急時対応

伊藤鹿児島県知事のいう「100 テラベクレルの放出」というのは、上記第 4 層での対応のことで、今問題にしている広域避難計画の実施は、第 5 層での対応。つまり伊藤氏は第 4 層での対応と第 5 層対応を混同している。第 5 層での対応、すなわち広域避難は、福島第一原発事故並の苛酷事故が発生した場合の想定で、福島原発からの放出放射線量が 77 万テラベクレルの放出とした場合の想定。伊藤知事は全く別な話をしている。

【参照資料】『実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－平成 25 年 7 月原子力規制委員会』、『IAEA 基準の動向－多重防護（5 層）の考え方等 平成 23 年 3 月 2 日（独）原子力安全基盤機構原子力システム安全部次長山下正弘』、『放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について』（2012 年 10 月 原子力規制庁）

自治体が「ダメ」と言えば強制できない

<7頁より続き>私の想像ですが、福島原発事故以降の現在の原子力規制行政を構築する際、民主党野田政権時、今日あるのを見越して、法律原案を作成する際、だれか悪知恵の働く経産官僚が、わざとこの部分、すなわち「広域避難計画」の審査権限条項を外したのだと思います。ここさえ外しておけば、後は、避難計画は絵に描いた餅、一篇の作文で済んでしまうことになります。しかし悪知恵にかけては菅氏も負けてはいません。じわじわとこの問題を責めにかかります。引用します。

「とうことはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？…自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれど拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体を持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人がいますか？経産省でもどこでもいいですよ」

と、とぼけて聞きます。ここで出席していた、山際大志郎という、少々トロイところのある経産副大臣が答弁に立ちます。彼の答えは、「地域避難防災計画は地方自治体で作ることになっています」というものでした。今はその議論ではなくて、誰がその審査権限をもっているのか、が論点です。

果たして菅氏は「全く答えになっていません。その作ることにしている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに（審査）権限が与えられているんですか、と聞いているんです。答えられますか？」

こうなっては、山際氏も「自治体がつくった地域防災計画を…法令上審査するという事になっておりません」とあっさり事実を認める他はありません。

再稼働を強制する法令もない

菅氏「まさにその通りで、（自治体の作った避難計画を法令上）審査することになっていないということは、それを（再稼働の十分条件を）最終的に決める手続きがないということではないですか。…今のお話だと、自治体が駄目だといった時に、…それでも（再稼働を）やれるんだ、という法律はない、ということですよ」

なるほど、避難計画を審査する権限が誰にもない以上、逆に自治体が「実効性のある避難計画は作れない。だから再稼働に同意しない」といった時に、**再稼働を強制する法律もない**、ということになります。悪知恵の働く経産官僚が、外した「避難計画審査権限条項」ですが、こうなってみると自分が掘った落とし穴に自分で落ちた格好です。もし審査権限を、たとえば原子力規制委員会に与えておけば、規制委が審査して「実効性あり」と判定すると、当該自治体に再稼働を拒否する口実はなくなってしまいます。

さて、地元自治体が再稼働を拒否した場合、これで行政側には、再稼働を強制することができないことがはっきりしました。

ここで狡猾な菅氏は、矛先を変えて、事業者を責めにかかります。というのは再稼働の決断をするのは事業者側です。その事業者が、自ら再稼働の条件をどう考えているのか、再稼働にあたって自らどういう縛りをかけているのかを確認しておく必要があります。繰り返しますが、**ここに至るまで菅氏は、田中規制委員長を引っ張り出して、規制基準適合が再稼働への必要条件の1つに過ぎないことを確認しています。また地元同意＝避難計画作成は、現在の原子力規制行政全体の法体系の必須条件であること、法体系は地元同意を要件としていること**の言質をとってあります。事業者（電力会社。この場合は東電姉川常務）は、全くのフリーハンドではなく、以上の枠組みの中で自らに縛りをかけなければなりません。

稼働には地域防災計画が必要

菅氏は、今のような曖昧な状況の中で、再稼働ができるのか、政府からの明確な手続きによる命令とか指示がないと再稼働できないのではないか、と水を向けます。

姉川氏は「**稼働するためには、地域防災計画が定まっていることが必要**。事業者防災計画も自治体の地域防災計画と整合性のとれたものでなければならぬこと。規制委からのガイドラインに沿ったものでなければならぬこと」が再稼働の要件である、と答えます。これに対して菅氏は、「**そうすると例えば30km 圏の自治体がですね、それは困ると。安全に逃げられない（避難計画に実効性がない）と、それは（稼働）は困るといえば、稼働はできないという理解ですね？今の話は**」となぞります。

そしてここで姉川常務はとんでもない失言を、ある意味原発再稼働を焦る電力会社のホンネをさらけ出した失言をします。

「現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは（**原発が**）立地している県、（**原発が直接**）立地している地方自治体と理解しておりまして、その3者（**原子力事業者を含めて3者**）の**地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております**」

姉川氏の理解は、例えば川内原発再稼働に例をとれば、鹿児島県と薩摩川内市の地域防災計画が定まっていれば、再稼働の条件は整うことになります。

果たして菅氏は、聞き捨てならん、という風に次のようにいいます。ことは「原発立地自治体」の範囲問題に関わります。

「その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km 圏という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出されているんですよ。指示が出ているのは立地県と立地自治体（**直接立地自治体**）だけではありませんよ。今は元々の根っこが間違っているんじゃないですか？」

30km 圏自治体の同意は必須

姉川氏は自分の失言に気づいて訂正に走ります。「私の回答を訂正します。**地域防災計画は 30km 圏のものでございます**」

菅氏は「30km 自治体が揃ってこれでいいといわないと再稼働しない、ということか？」と念押しをします。姉川氏もここに至っては、次のように回答せざるをえませんでした。

「**地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解が得られていないということであれば、我々事業者としては条件が十分ではないと、再稼働の条件が十分ではないという風に理解しております**」

つまりは、30km 圏の自治体のどこかが反対すれば、事業者としては再稼働できないことを国会の場で明言したことになり、これを引き取って菅氏は次のように締めくくります。

「**大変重要な回答を事業者からいただきました。…30km 圏の自治体がキチンと了解した、ということがない限りは（再稼働を）やるべきじゃない、やらない、ということをお願いしたので、…大きな発言として受け止めておきます**」

結局、この日の質疑は、30km 圏の自治体がすべて再稼働に賛成しない限りは、法的にも再稼働の十分条件が整わないこと、またそのことは事業者もよく理解していることを国会の場で明らかにしたのでした。またこうしてみると一連のマスコミ報道がいかに経産省・電気事業連合会の期待を一方向的に流しているかがおわかりでしょう。また、**電事連は姉川発言の否定に躍起ですが、国会外での否定は、効力がありません。否定するなら、国会で堂々とは行わなくてはなりません。**

「原発稼働で生命の問題など起こらない」 ー伊藤鹿児島県知事のホンネ

菅直人氏が衆議院原子力問題調査特別委員会で質疑に立った翌日の2014年11月7日、鹿児島県議会は、川内原発再稼働の陳情を賛成多数で採択しました。これで鹿児島県議会は再稼働に同意したことになります。同日伊藤祐一郎鹿児島県知事は、正式に「川内原発再稼働同意」を表明をしました。これを受けてマスコミは一斉に「川内原発再稼働決定」の「ニュース」を流したことは先述の通りです。

伊藤氏は、同意表明の後、記者会見を開き「同意」に至ったいきさつを説明しました。記者会見の主なやりとりは、10頁、11頁に掲載しておきましたので読んでいただければと思います。鹿児島県広報課にこの記者会見の速記録は、Webサイトにいつ掲載するのかと問い合わせたところ、いつ掲載するかは未定だし、掲載するかどうか決めていない、ということでしたので、やむなく記者会見動画をテキスト起こしたものです。
（この記者会見の内容では、鹿児島県知事の発言として相当アブナイ部分を含んでおり、恐らく鹿児島県広報課は、記者会見速記録を県のWebサイトに掲載できないものと推察します）

伊藤氏は、記者会見冒頭、用意していた資料を読み上げる形で、再稼働同意に至ったいきさつを説明しました。

知事は「川内原発 1、2 号機の再稼働については、“やむをえない”と判断いたしました」と述べ、“やむをえない”とした理由を以下のようにあげました。知事の説明に沿って箇条書きにします。

- ① 小淵優子前経産大臣、宮澤洋一経産大臣から川内原発再稼働に関し“理解してほしい”との要請があった。
- ② 原子力規制委員会が、川内原発 1・2 号機は「規制基準に適合する」としたこと。

（これは、有り体に言えば、伊藤氏は公式の場で大うそをついたことになります。3 頁でもまた菅氏の国会質疑でも明らかなように、原子力規制委員会は、川内原発 1・2 号機について、規制基準に適合するとはいつていません。「原子炉設置変更」を許可する、と言ったに過ぎません。記者会見で伊藤氏は「新規規制基準に適合するとして原子炉設置変更許可を出した」と述べていますが、これは伊藤氏の理解不足による誤解です。“原子炉設置変更許可”は“規制基準適合”の 1 要件であり、新規規制基準適合＝原子炉設置変更許可、ではありません。伊藤氏の理解不足が、公式の場で大うそをつかせたのだと考えられます）

- ③ 鹿児島県議会が再稼働に同意したこと。
- ④ 薩摩川内市長が再稼働に同意したこと。

（薩摩川内市は 30km 圏の 1 自治体に過ぎず、菅氏の国会質疑でも明らかなように、30km 圏の他の自治体はまだすべて同意表明をしない段階では、原子炉設置等規制法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針など原子力規制行政全体法体系が要求している再稼働の十分条件をみだしていません）

- ⑤ 関係 9 市（これは関係 9 自治体の誤り）避難計画作成が終了したこと。国の原子力防災会議において避難計画は具体的かつ合理的であると確認・了承されたこと。

（これは、6 頁菅直人氏の国会質疑で、山際経済産業副大臣が、自治体避難計画を「法令以上審査することになっていません」と述べているとおり、避難計画を、国の原子力防災会議が「具体的かつ合理的であると確認・了承」してもそれは法令上の根拠となりません。これを根拠としたことは伊藤氏の原子力規制行政法体系全体に対する理解不足、ないしは無知に基づくものだと思います）

- ⑥ 住民の理解を得たこと。

（この記者会見で、伊藤氏は「避難計画」に関する説明会を 25 回開催したことをあげていますが、これは伊藤氏の理解不足に由来する例示だと考えられます。課題は「川内原発再稼働」に関する「住民の理解」であって、原発再稼働の必須条件である「避難計画」への理解ではありません。「川内原発再稼働」に関する説明会は 5 回開催した、と伊藤氏は述べていますが、これは、②の問題に戻ります。現在理解を求めるとしても、それは「原子炉設置変更」に関する理解であって、規制基準適合に関する理解を得ることは物理的にできません。なぜなら、「規制基準適合」はまだなされていないのですから、これを説明することもできなければ、まして理解を得ることなどできないからです）

- ⑦ 我が国のエネルギー政策において原発は必要であること。

以上伊藤氏は、川内原発再稼働を“やむを得ない”とした判断理由を 7 点にわたって説明しました。

一読しておわかりのように、伊藤氏の判断理由は、現在の原子力規制行政法体系全体に対する**理解不足、研究不足**がめだちます。特に、**原子炉設置変更許可＝規制基準適合と誤解**している点などは典型的でしょう。この誤解が「住民の理解」を得たとする次の誤解を生んでいきます。先にも見たとおり、**原子力規制委員会の「規制基準適合審査」の内容を説明して、「住民の理解」を得るなどと言ったことは、現時点では不可能な**ことなのです。またこの誤解が次に紹介する誤解を生んでいきます。この理由説明の後、伊藤氏は国に要望することとして次のように述べています。

「第一に、今度の実際の再稼働までにはまだ色んな手続きがございますので、設置変更許可に基づき事業者において必要な作業が適切に実施されることを確認いたします。工事計画の認可でありますとか、使用前の検査など、法令上の手続きがありますことから、引き続きこれにつきましても原子力規制委員会において厳格に進めていただきたいと思います。」

これでいうと、伊藤氏は明らかに、「原子炉設置変更許可＝規制基準適合」と誤解しており、この誤解に基づいて、「工事計画認可」や「使用前の検査」（**正式な用語は“起動前検査”**）を一種の手続きと勘違いしています。

実際には、3 頁図 2 と表 2 で説明したとおり、**「工事計画認可」や「起動前検査」は、規制基準適合審査全体を構成する重要な要件**です。特に、伊藤氏はここでは触れていませんが、「保安規制認可」のプロセスはさらに重要です。「保安規定」は、今回の規制基準体系では重要な一部分をなしており、「原子炉設置変更要件」が規制基準適合で要求されるハードウェアに相当するとすれば、「保安規定」はハードウェアを円滑に運営するソフトウェアに相当します。これを両方審査することは、旧原子力安全委員会、旧原子力安全・保安院時代の縦割り規制行政ではまったく顧みられなかったことであり、現規制委員会自体が**「ハード・ソフトの両面を一体的に審査する」**と豪語しているとおり、いわば**新規規制基準の売り物の一つ**となっています。これらを単なる手続きと勘違いしている点は、伊藤氏がいまだ**「原発安全神話時代」そのままの「原子力規制行政観」をもっている証左**であり、「原発安全神話」とまだ訣別できていないことを端的に表現している、と考えられます。

<12 頁に続く>

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画（全録）<<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>>

規制委審査が完了しないまま、同意表明をした伊藤祐一郎 鹿児島県知事 — 生命・健康、生活・財産より再稼働優先

(以下は記者との一問一答をテキスト起こしし、抜粋したものです)

(①、②、③…は当方のつけた整理番号)

朝日新聞 コイケ：まず一つ伺いたいんですけども、この地元の同意手続きってというのは法的な、法的に定められた中身っていうのはないんですけども、今回のこの知事の「やむを得ない」という、あと「理解する」というところをとって、「知事が再稼働に同意した」という風にみてもよろしいですかね？

① 伊藤祐一郎：同意というのは法的な要件になっていないというのを考えると、必ずしも同意という言葉で整理しなくてもいいと思いますが。先ほども申しましたように川内原子力発電所におきまして九電に対しては事前協議に対して「了承」、そして国に対しては「理解する」という言葉を使いますので、ま、そういう意味で今回は「やむを得ない」という言葉を使ったということでもありますね。

朝日新聞 コイケ：「同意」という言葉を使わなかったというところに、何か理由はあるんですかね？

② 伊藤祐一郎：先ほども言いました通りです。色んな意見があるので、一律に簡単に同意とは言えないよね、と。しかし我々が置かれている状況を見ると、**我が国の、少なくとも当面の判断としては原子力発電所の活用する以外に道がない**というか、**その方が国民全体の色んなことを考えた時にそれがベター**だよね、ということで、やむを得ないという言葉を使った。そういうことですね。

③ 毎日新聞 ツシマ：あ、お疲れ様です。審査書がですね、確定してからですね、2 か月という期間を、非常に急いでいるんじゃないかという声が県議さんの中からも聞こえたんですが、知事のその見解とですね、この同意に至るまでのですね、プロセスが今後例えば他に審査に合格してくる原発が出てくるだろうことが予想されるなかで、他の立地自治体、他府県にですね、どういう影響を与えるかという知事のお考えをお聞かせください。

④ 伊藤祐一郎：…いったん手続きが進みますと、私は拙速を厭わず、的確に、迅速に進めるというのが、私の行政の哲学でもありますので、その際は県議会に参る形をお願いをして、迅速な決議を取らせていただきました。実は色んな周りに色んな動きがありますので、やはりここはあまり時間を置いて判断すると、かえって色んな事態が招来する可能性もあるので、やむを得ないのではないのかなと思います。従って先ほどの、他の原発への影響はどのようなことを考えているの、という質問なんですけど、一般的に先行事例になるのは確かなんですが、鹿児島と同じような形では私は出来ないと思ってまして、それぞれの地域ごとに、その地域において一番適切と思われる判断をなさるのがいいのかなと思うんですね。

西日本新聞 ユノマイ：まず知事は選挙の時に、将来的には脱原発とおっしゃってました。今回やむを得ないとか、あるいは同意という言葉を使わなかった裏にはそういった思いもあるのかどうかというのがまず 1 点。それから、もう 1 点が、今回、

住民の方々の中で避難計画がまだ不十分であるとか、あるいは要援護者の避難計画が不十分である、それから地元同意の範囲がはっきりしないとか、色々矛盾点が出てきました。ここについて改めて知事の見解を伺いたいんですけども。

⑤ 伊藤祐一郎：福島という大変な事故を先例として持った我が国として、いずれ、もう少し原子力発電所について見直しをせざるを得ない時期が私は来るのではないのかな、と思ってるんですね。…**ただ時間を考えてみると別な代替エネルギーが出てくる可能性もある**ですよ。極めて超高性能の蓄電池でも**開発されればそこからまた大きく変わったり**、このエネルギー問題っていうのはみなさんごあんないのように時代時代で大きく変わってきてますので、**それがいつのタイミングなのかって**いうのが、**見届けられない**、ちょっともどかしさがあります。そしてまた、人類は、ずっとこの原発に依存するようなそういう生活はしないほうがいいのかなと思ってまして、そういう意味で当分の間は仕方ないけどってことで、やむを得ないという言葉を使わせていただいたということですね。だから色んなニュアンスがこの「やむを得ない」という言葉の中には含まれているという理解をしていただけたらいいかなと思います。

それから色んな批判もいただきました。避難計画が不十分でありますとか、同意の範囲とか。ま、これも幅広く斟酌しなきゃいけない面もあるんですが、ま、避難計画等については私は鹿児島の地域は、ある程度スムーズに進んでいると思ってます。と言いますのは、今回の避難計画、避難計画に基づきまして、極限られた分野、要援護者の支援計画等ですね。これも来年の 2 月くらいまでには出来上がるのではないかと思いますので、フルバージョンで一応、避難計画は出来上がります。

<次ページに続く>

表 6 福島原発事故発生から放射能放出まで

月日・時刻	項目
3月11日 14:46頃 15:42	東北地震発生 (情報入手時刻) 福島第一原発 全交流電源喪失。1. 2. 3号機に關し、特定事象発生時の通報 (1. 2. 3号機は自動停止、4. 5. 6号機は定期点検停止中)
19:03	原子力災害対策本部の開催。 原子力緊急事態宣言発令
20:45	福島第一原発正門付近、γ線空間線量率 61mGy/h 以上に達す
23:00	1号機、タービン建屋内で放射線量が上昇
3月12日 05:25	モニタリングカーで放射性物質測定 MP6 付近正門空間線量率 0.07μSv/h→0.59μSv/h (4:00 から 4:30 の変化) MP8 付近正門空間線量率 0.07μSv/h→1.4μSv/h (4:00 から 5:02 の変化) 放射線濃度免震緊急時対策室入口空間線量率 14μSv/h (通常値 0.6μSv/h) に上昇 (5:02)
06:24	放射性物質測定 正門空間線量率 0.07μSv/h→1.59μSv/h (4:00 から 4:45 の変化)
16:17	展望台 0.07μSv/h→0.57μSv/h (4:00 から 4:45 の変化) 福島第一原発敷地内放射線量が空間線量率で 500μSv/h を超えたことから原子力災害対策基本法の第 15 条事象が発生と判断
3月13日 11:01	3号機水素爆発
3月14日 22:23	モニタリングポスト MP6 の空間線量率 3.2mSv/h に達す
3月15日 08:25 09:00	2号機建屋 5 階付近から白煙発生を確認 モニタリングポスト MP6 の空間線量率 11.9mSv/h に達す

【参照資料】第 89 回広島 2 人デモチラシ p3 表 2「フクシマ事故発生から避難まで一初期の動き」

表 5-2 鹿児島県知事 伊藤祐一郎氏 2014 年 11 月 7 日 記者会見発言 抜粋

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画（全録）<<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>>

<前ページより続き>

⑥ 伊藤祐一郎：その次はその実効性であります。実効性について、その一見、交通の問題とか、それから収容施設の問題等指摘される方がいるんですが、私はそこはですね、我が国は色んな災害等々多発する地域であり、結構その先行事例持ってます。

⑦ この前の、**広島の大水害の時に、直ちに自衛隊が動き、警察が動き、全国から支援が届き、国全体のパワーが動きました。**そしてすぐ、的確な避難に導いたのではないかと思います。これからたぶん、その原発等々の事故が起るとですね、そういうことであって、あんまりその、**手段でありますとか、マイナーな話は私はあんまり心配する必要がない**と思います。

何よりも、**実は避難するのに、相当の時間、時間的な余裕があります。**これは**今回の審査、規制委員会等の審査を受けた、で、合格した原発が、どういう形でその後、炉心等々が変化するか**という時間軸で追っていくと、**実はけっこう時間があるので、ま、そういう意味でゆっくり動けばいい。**

⑧ はたまた、もう一つは、**実は、ちょっと専門的な話になって恐縮ですが、ま、要するに今回の制度設計というのは 100 万年に 1 回の事故を想定するわけですね。そしてその時は 100 テラベクレル。**それが同じ条件で同じような事故が川内に起こった時にどうなるのかっていうのは、**実は 5. 6 テラベクレル。**そうすると炉心から 5. 5 キロのところは毎時 5 μ シーベルトなんですね。5 μ シーベルト（空間線量率で毎時 5 μ Sv のこと）というのは 20 で初めて初めて避難ですから（これは空間線量率毎時 20 μ Sv のこと。現行原子力災害対策指針で OIL2、UPZ 図での避難基準を念頭に置いている）、動く必要がない。家の中にいてもいいし、普通に生活していても良いという。

⑨ **そのレベルの、実は、放射能しか、人に被害が起こらない。5 μ シーベルトというのは一週間ずっと浴び続けて胃の透視の 3 分の 1 ぐらいの放射能ですね。**実はそこまで追い込んだ制度設計をしているので、時間もあるし、避難計画が実際にワークする、そういうケースもほとんどないだろうし、まずそれがたぶん、あと川内原子力発電所 10 年、そうすれば止まるかもしれませんが、において考えると、だいたいそれでカバーできるのかなと内心思ってます。

⑩ それと同意の範囲。従って同意の範囲も、従来のスキームで良いと。ありとあらゆる、その、今まで、議論をしてきました、その立地の市町村、立地の市、ないしは県は。相当な知的集約もあります。ですから、**それを一律に拡大すると、きわめて原子力発電所について理解の薄いところ、知識の薄いところで一定の結論を出すというのは、必ずしも我が国の全体をまとめる上において、錯綜するだけで、賢明なことではない**と私は思うんですね。

⑪ UPZ、11 人ですね、姶良市。（**姶良市は 30km 圏にほとんど隣接しているが、30km 圏に 9 世帯 11 人が居住している。その意味では姶良市も 30km 圏自治体ということになる**）あそこは反対…反対決議っていうか、廃炉決議をしました。（**笑いながら**）**そういう事が起るんですね。**じゃ廃炉決議を 11 人の UPZ のところがしたからといって、廃炉するのかねっていう、そここのところの全部の集約を考えると、**鹿児島県においては従来からの蓄積もあり、ま、鹿児島県と薩摩川内市でいいだろう。**そしてそれは**九電の社長さんが全部の首長さんを回りましたときに、だいたい首長さんレベルはそれで…それでご理解を頂いてると思う**んですね。そこはまた皆さん方の個別の取材と、実際にその社長さん市長さんとの会話、私と市長さんとの会話等々は若干ずれてるテーマではないかと思えますね。

⑫ 伊藤祐一郎：**国民の命を守れ、いかにも原発を稼働すると、国民の命を守れないような、そういうプロパガンダが大に行われています。**ただ、私は規制委員会というあれだけ素晴らしい方々が集まった組織、やはりあの組織も自分の任務に極めて忠実で、相当時間をかけてですね、原発の再稼働についてその安全性を徹底的に追究したと思うんです。その数字の結論が先ほど言った数字です。**もし福島みたいなことが起っても、放出量は 5. 6 テラベクレル。そして 5. 5 km のところは 5 μ シーベルト。もう、命の問題なんか発生しないんですよ。**私はそちらの方を信じます。

⑬ 伊藤祐一郎：…そういうことで、やれ、**国民の生命を守るとか守らないとかいうことにはあまり与しないんです。それよりも全体を見た時にどういう判断をすべきか。**この原発の問題はシングルイシューではありません。原発だけの稼働の問題ではなくて、ある意味でいえば、**我が国の全体をどういう形で運営していくのかっていうテーマでもあります。**それは県にとっても同じ話であります。国の方に振り向けてるっていう話もありますが、国と県と、それから事業者が一体となって動く以外にない、ただもし万が一のことがあったら、今福島はそういう形になってますが、やはり国は元々、エネルギー政策の基本的な責任を負う役所でありますので、**最終的な責任は、やっぱり国にあるのかなというのが私の受け止め方**であります。

表 7 福島第一原発事故 初期段階住民避難の実態

月日・時刻	項目
3 月 11 日	
14:46 頃	東日本大震災発生
19:03	原子力緊急事態宣言発令
20:45	福島第一原発正門付近、 γ 線空間線量率 61mGy/h 以上に達す
20:50	福島県対策本部が福島第一原発の半径 2km の住民（1864 人）に避難指示
21:23	内閣総理大臣、原発から半径 3km の住民に避難指示。3km から 10km の住民に自宅待機の指示
21:37	対象住民の避難開始（双葉町 3057 人・大熊町 2805 人）
21:41	内閣総理大臣指示、「避難する際は 10km 以遠に避難指示
3 月 12 日	
00:15	双葉町、2km 圏内避難完了。大熊町、3km 圏内避難完了
05:44	内閣総理大臣指示「半径 10km 以内の住民は圏外に避難せよ」対象：富岡町 14,808 人、大熊町 11,363 人、双葉町 7,243 人、浪江町 17,793 人合計 51,207 人（ 実際には双葉厚生病院約 200 人、特別老人ホーム 105 人の患者・職員が道路陥没のため避難できなかった ）
07:45	内閣総理大臣から、福島県知事、広野町長、楡葉町長、富岡町長、大熊町長に対し避難指示
14:05	楡葉町 1515 人、富岡町 6534 人の対象住民、ほぼ避難完了
16:17	福島第一原発敷地内放射線量が空間線量率で 500 μ Sv/h を超えたことから原子力災害対策基本法の第 15 条事象が発生と判断
18:57	経産大臣指示 1 号機の水素爆発で、20km の住民避難を指示
19:16	同時刻現在避難中の住民 富岡町 15736 人、大熊町 11321 人、双葉町 6900 人、浪江町 20661 人、川内町 2893 人、楡葉町 7326 人、南相馬市 70954 人、田村市 41212 人合計 17 万 7503 人
3 月 13 日	
18:30	第一原発 20km 圏、第二原発 10km 圏の避難はほぼ完了を確認（富岡町患者 50 人程度を自衛隊ヘリで搬送中。大熊町患者 180 人程度をバス搬送中。浪江町患者 400 人程度避難予定）
3 月 14 日	
07:00	10km 圏内未避難者約 260 人、10 ～ 20km 圏内自力避難困難者約 360 人
14:12	経産大臣、屋内退避の住民に対し、20km 圏外への避難の再開を指示
3 月 15 日	
08:00	20km 圏内未避難者は 96 人であることを確認
9:00	モニタリングポスト MP6 の空間線量率 11.9mSv/h に達す

【参照資料】第 89 回広島 2 人デモチラシ p3 表 2「フクシマ事故発生から避難まで初期の動き」

県民の安全・財産より国家エネルギー政策優先の観点

<9 頁より続き> この調子で伊藤知事の、原子力規制行政あるいはその法体系全体に対する理解不足・研究不足あるいは無知を指摘していくとキリがありませんが、もう一つだけあげておかないわけにはいきません。それは「県知事の資質問題」です。

鹿児島県知事に限りませんが、地方自治体の首長に第一義的要求される資質は、「**住民の生命と安全、生活と財産を守ることが基本姿勢**」とし、それを実行するだけの「**能力と見識を備えていること**」でしょう。そうした目で見てみると、先ほどご紹介した伊藤知事が「川内原発再稼働をやむを得ない」とした 7 つの理由のどこを探してみても、「川内原発再稼働が鹿児島県民の“生命と安全、生活と財産を守ること”に適う道」という理由が見当たりません。これは、**伊藤知事が、川内原発再稼働問題を、「鹿児島県民の“生命と安全、生活と財産を守る””という立場から眺めてはいない、**ことを示しています。

それどころか、伊藤氏は、①経産大臣から理解を求められた、ことを真つ先の理由としてあげ、また⑦我が国のエネルギー政策で原発は必要、としています。これではまるで鹿児島県知事ではなく、内閣総理大臣になったかのようです。鹿児島県民の「生命・財産」を第一義的に考えるのではなく、国家政策を第一義的に考えるようであれば、鹿児島県知事としての資質が疑われても仕方がないと思います。

地元同意は法的要件になっていない？

さらに、伊藤氏の原子力規制行政や法体系全体に対する理解不足や住民の“生命と安全、生活と財産を守る”ことへの軽視は、記者会見のやりとりにも如実に示されています。

記者会見では、朝日新聞のコイケという記者が、「地元同意には法的に定められた中身はない」と断定した上で、「やむを得ない」という表現は「同意」と解釈していいか、と尋ねます。

これに対して**伊藤氏は「同意は法的要件になっていない」と**応じます。**(10 頁表 5-1 の①を参照のこと)**不勉強な新聞記者が、再稼働にあたって「地元同意」には法的定めはないと、勘違いするのはやむを得ないとしても、**県民の「生命・財産」を預かり、しかも川内原発立地県の県知事が、「再稼働同意は法的要件」になっていないと理解していることは驚くべきことです。**

恐らくは「何々法」の「何条」には書かれていないので、法的要件ではないと理解しているのですが、先述菅氏の国会での質疑に対する田中俊一規制委員長長の回答を引用しなくとも、今回原子力規制委が採用している「多重防護」(5 層)の考え方を理解すれば、少なくとも苛酷事故時「避難が想定される住民」の同意は法的要件として、法体系が要求していることはすぐに理解がつかます。

原子力規制委員会は原子力規制委員会設置法に法的根拠があります。その原子力規制委員会設置法は、それと整合性をとるため原子炉等規制法の改正まで行わなければならないほど、優先性の高い法律です。多重防護の 5 層は、原子力規制委員会の所管を外れますが、「5 層」の存在**(その中心は苛酷事故時の住民防護、そのまた中心は避難です)**は法令上確定事項です。しかも、避難の範囲は「概ね 30km 圏」と原子力災害対策指針が定めています。従って 30km 圏住民が、私は避難計画に同意しない、といえ、避難計画は成立しません。避難計画が成立しなければ、規制委の多重防護(5 層)は根本から崩れていきます。多重防護の仕組みを機能させるためには、避難計画が必要、避難計画を成立させるためには、住民が避難に同意しなければなりません。避難に同意する前提は、当該地域の原発再稼働に同意すること、と

なり現在の法体系は、再稼働にあたり対象地区住民の同意が必要、となるのは理論上当然の理屈になります。菅氏はこのわかりきった法体系の要求を、国会で丁寧に確認して見せたわけですが。また東電の姉川常務**(この場合は原子力事業者=電力会社代表)**にも、同じ法体系内で、今度は事業者課せられた義務から、その再稼働に関する認識を問いただし、「地域防災計画が定まっていな、すなわちご理解が得られていないということであれば、我々事業者として再稼働の条件が十分ではないと認識しております」**(6 頁表 3-2「衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日菅直人議員質疑抜粋」参照のこと)**と規制委員会も事業者も同じ認識を持っており、整合性が取れていることを確認したわけです。

それを個別法律に明文化されていないから、「地元合意」は法的要件ではない、と高校生レベルの法律論を鹿児島県知事に振り回されては、地元住民はやっていられません。伊藤知事は、もっと規制委員会の「新規制基準思想」に対する理解を深める必要があると私は思います。

鹿児島県民の安全・財産より、国家エネルギー政策を優先の観点

同じく朝日新聞のコイケ記者の質問に答え、「同意問題」に関連して、伊藤氏は次のように述べています。

「我が国の、少なくとも当面の判断としては原発を活用する以外に道がない…その方が国民全体のいろんなことを考えた時にそれがベター」

これは前述理由説明の⑦我が国のエネルギー政策で原発は必要、という考え方と合い呼応したコメントです。また西日本新聞のユノマイという記者の、「地元同意」の範囲に係わる質問に答える形で、「別な代替エネルギーが出てくる可能性もある…超高性能蓄電池…それがいつのタイミングか見届けられない**(から当面原発が必要)**」**(10 頁表 5-1 の⑤参照のこと)**と答えています。鹿児島県知事は、日本国総理大臣ではありません。鹿児島県民の「生命・財産」を守ることが県知事の第一義的な任務、という姿勢がないなら、鹿児島県知事を辞職して、即刻日本国総理大臣を目指すべきでしょう。

<13 頁に続く>



朝日新聞コイケ記者の質問に答えて「原発再稼働にあたって地元同意は法的要件になっていない」と明言する伊藤鹿児島県知事。この日の記者会見でのマスコミ各社の質問は、的を外れた質問ばかりだった。中には、伊藤知事に迎合するような質問も見られた。また、毎日新聞のツシマという記者などは、質問に先立って「お疲れ様です」と挨拶をし**(10 頁表 5-1 の③を参照のこと)**、まるで伊藤知事と仲間であるかのような印象を持たせるなど、マスコミ各社の報道機関としての劣化をうかがわせるに十分だった。

放射能災害が全く理解できていない伊藤知事

また伊藤知事は「広域避難」についても、楽観的な見通しを述べています。

「我が国」は避難については結構先行事例が多いとし、
「この前の広島の大水害（これは 8 月に発生した広島土石流災害のことだと思います）の時に、直ちに自衛隊が動き、警察が動き、全国から支援が届き、国全体のパワーが動きました。そしてすぐ的確な避難に導いたのではないか」（11 頁表 5-2 の⑦を参照のこと）

もし伊藤氏の言葉通りなら、広島土石流災害で 74 名もの死者は出なかったはずで、74 名もの死者を出した真の原因は、広島市民の「生命と財産」を守ることを第一義的な任務とみなさず、住宅開発・土地開発を行って広島地域の経済成長を第一義的な任務と勘違いしている広島市当局の姿勢にあります。私は広島市当局と同じ臭いを伊藤知事から嗅ぐことができます。

第一、原子力災害で、他の自然災害における避難や支援が先行事例となる、とする伊藤知事の見識にも驚かされます。たしかに、広島土石流災害では、消防・警察、自衛隊、広島市職員などが毎日 3400 名体制で現場に張り付き、被災者救助や行方不明者捜索に励みました。またすぐにボランティアグループが現場で働き、2 次災害を懸念されながらも、支援活動を行いました。

それも放射能がないからできたことです。広島原爆時、直接原爆の一次放射線を浴びなかった市民も、親兄弟などの家族、親戚・友人の安否をたずねて投下直後の市内に入り、多くが内部被曝に苦しみました。（いわゆる入市被曝）また支援救助に入った人々も被曝に苦しみます。

放射能災害では救助も出来ない

原子力災害は放射能災害です。容易に支援救援に被曝線量の高い地域に足を踏み入れられるものではありません。それが放射能災害の際だった特徴です。広島原爆を持ち出さずとも、フクシマ原発事故を見てみればわかることです。第一原発の東電職員ですら、一時第二原発に避難しなくてはならなかったほどです。3 号機プールの鎮圧に出勤した東京消防庁ハイパーレスキュー隊のメンバーは、内心家族に別れを告げながら、第一原発敷地内に赴いて注水活動を行い、盛んに白煙を上げていた 3 号機プールの鎮圧に成功しました。

大体避難区域に指定されれば、現場に足を踏み入れることすら警官、消防隊員、自衛隊員を含め許されてはならないことです。原発鎮圧のためにごく限られた人たちが現場に足を踏み入れることはできません。通常自然災害における避難や救助支援のケースは全く先行事例にはならないのです。

（私は動画で伊藤知事記者会見を視聴する時、この避難軽視の伊藤知事の、ペラペラと鈍肩のように薄っぺらい言葉を聞きながら吐き気を覚えたことを正直に書いておきます）

その伊藤知事は「原発等々の事故が起こるとですね、そういうことであって（直ちに支援救援隊が駆けつけるという意味）、手段でありますとか（避難のこと）、マイナーな話は私はあんまり心配する必要はないと思います」（同⑦参照のこと）と続けています。伊藤知事は、広域避難の話はマイナーな話題といて憚りません。規制委が金科玉条とする「深層防護（5 層）」も、伊藤氏にかかってはカタなしです。「5 層」はマイナーな話なのだそうです。

しかし、「広域避難」は深層防護第 5 層の中心テーマであり、「生命を守る」観点からは最も重要な「防護手段」なのです。

そして伊藤氏は次のように続けます。

「何よりも、実は避難するのに、相当の時間、時間的余裕があります。これは今回の審査、規制委員会の審査を受けた、で、合格した原発が（繰り返しますが川内原発は前述の通り規制基準適合格となっていない）、どういう形でその後、炉心等々が変化するかという時間軸で追っていくと、実は結構時間があるのです。そういう意味でゆっくり動けばいい」

ここで、前述 7 頁表 4「原子力規制委員会の採用する深層防護（5 層）の考え方」を参照してみてください。伊藤氏は、この表で言うと 3 層から 4 層にかけての計時変化の話をしているのです。今問題としているのは、仮に 3 層から 4 層にかけての防護体制が機能せずに、第 5 層に移った時の話です。この時点で第 5 層の「防護手段」は「広域避難」しかなくなります。それが 5 層の「深層防護」の考え方です。

つまり、伊藤氏は本来 5 層での対応手段の話をしなければならないのに、4 層までの防護を想定して、時間やゆとりがあると云っているのです。理解不足も甚だしいといわざるを得ません。

フクシマ原発事故前、原発安全神話時代、日本の規制行政は 3 層の防護思想で対応していました。つまり 7 頁表 4 の 4 層・5 層、すなわち「シビアアクシデント」の層は想定していなかったのです。「原発安全神話」といわれるゆえんです。5 層の深層防護の基本的考え方は、各層がそれぞれ独立して機能する、というものです。ですから、4 層まで破れてしまった時に、5 層は独立して機能しなくてはなりません。それが「広域避難」だ、と規制委はいうのです。ですからこれが独立して機能するためには、事前の避難計画も必要だし、避難訓練や日頃の連絡体制も必要だ、と原子力規制委員会は主張します。

「避難が必要なら稼働させるな」

話は逸れますが、この原子力規制委員会の考え方に対して、私たちは、たかだか電気を作る手段の一つにすぎない原発のためになぜ私たちが、5 層事態に対応するため避難したり、避難訓練をしなければならないのだ、それは私たち人間が道具を使っているのではなく、道具に私たちが使われているのに等しい、本末転倒だ、避難にまで身構えなくてはならないのなら、原発などやめてしまえ、という主張になっていくのです。しかしこの主張も規制委の考え方を十分理解しているから、出てくる主張です。伊藤氏のような生半可な理解ではお話しになりません。

実際に 4 層までが破れ、一挙に 5 層に移行したケースでは何が起こったか？それがフクシマ原発事故でした。10 頁表 6 は事故初期放射能拡散状況を示す表です。原子力災害緊急事態宣言が 3 月 11 日午後 7 時 3 分に発令されると、8 時 45 分には正門のモニタリングポストで空間線量率 61mGy/h を記録します。もう敷地外に大量の放射能が拡散しはじめています。それが 3 月 13 日 3 号機が水素爆発すると拡散は一挙に半径 10km から 20km 圏に広がります。一方避難指示は錯綜します。11 頁の表 7 がそれを示しています。くわしく説明しませんが、翌 12 日約 17 万人の避難が確認できたのが、午後 7 時 16 分。20km 圏の住民避難が確認できたのが、3 月 13 日午後 6 時 30 分。しかし翌日には、逃げ遅れた人が出ていることも確認されました。事故発生からわずか 2 日間の慌ただしいできごとでした。

伊藤氏のいうように、「実は結構時間がある、ゆっくり動けばいい」どころの話ではありません。大体伊藤氏は何を根拠にこんな与太話を公の場で飛ばすのか、理解に苦しみます。

<14 頁に続く>

「安全目標」と規制基準の制度設計を混同する伊藤氏

<13 頁より続き> さらに伊藤氏は、そうなっても放出される放射能で人に被害は起こらない、と断言します。引用します。

「専門的な話になって恐縮ですが（**どこが専門的なのかさっぱりわかりませんが**）、要するに今回の制度設計というのは 100 万年に 1 回の事故を想定するわけですね。そしてその時は 100 テラベクレル。それが同じような条件で同じような事故が起こった時に川内におこった時にどうなるかっていうのは実は 5.6 テラベクレル」

もうどこから手をつけていいのかわからないほど、乱雑な議論ですが、とにかく規制委が 2013 年 7 月新規規制基準施行時に一般向けに公表した『実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－』というスライドの『安全目標』（25 頁）を覗いておきましょう。（**下図 3 参照のこと**）

図 3

安全目標について

安全目標について

➢ 規制が実現しようとする目標として諸外国において設定がなされている「安全目標」に関しては、我が国においては、旧原子力安全委員会にて決定がなされていなかった。

➢ 原子力規制委員会はこの検討を進め、本年4月に合意に至った。

①旧原子力安全委員会安全目標専門部会における検討結果(※)を議論の基礎とする
※炉心損傷頻度 10⁻⁴/年程度
格納容器機能喪失頻度 10⁻⁵/年程度 等

②放射性物質による環境への汚染の視点も取り込むこととし、事故時のCs137の放出量が100TBqを超えるような事故の発生頻度は、**100 万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべきである**（テロ等によるものを除く）

③安全目標は、**全ての発電用原子炉に区別無く適用するべきである**

④安全目標は、**原子力規制委員会が原子力施設の規制を進めていく上で達成を目指す目標である**

⑤安全目標に関する議論は、**今後とも引き続き検討を進めていく**

25

【参照資料】原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－平成 25 年 7 月」25p
http://www.aec.gov.tw/webpage/info/files/index_04-45-2.pdf

原発に苛酷事故の可能性は皆無ではないことを前提とし、安全目標は、原子力規制委員会が原発の規制を進めていく上で達成を目指す目標である、と明確にし、「**安全目標に関する議論は、今後とも引き続き検討を進めていく**」と結んでいます。それは当然でしょう。安全目標に限界はなく、原発苛酷事故発生の可能性を限りなくゼロに近づけていくことが望ましいわけですから。そしてこの時、安全目標に具体的な数値を例示しました。それが、

「**事故時の Cs137 の放出量が 100TBq を超えるような事故の発生頻度は、100 万炉年に 1 回程度を超えないように抑制されるべきである**」と数値目標化しました。すなわち 1 原子炉あたり 100 万年に 1 回の頻度で、セシウム 137 (Cs137) が、100 テラ (兆) ベクレル (100TBq) の環境放出にとどめることを安全目標とする、というものです。ただし、**テロ等の悪意による人為事故を除く**と、但し書きがついています。

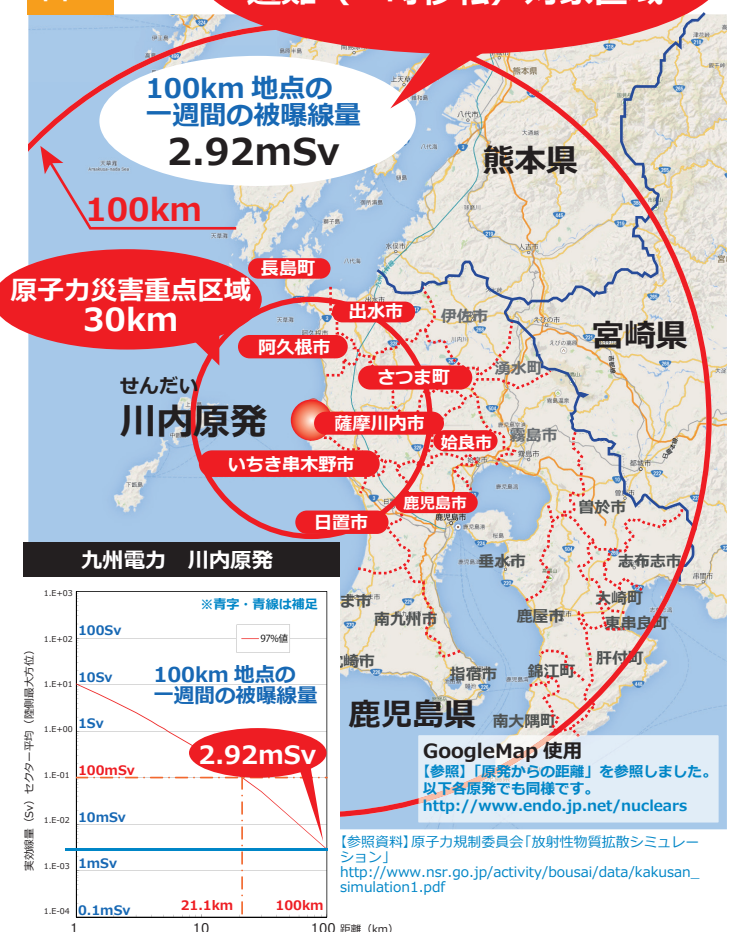
100 テラベクレルといわれてもピンと来ませんが、原子力規制庁は、「放射性物質拡散シミュレーションの試算結果について」(2012 年 10 月) という文書の中で、福島第一原発 1 号機～3 号機炉内から放出された放射エネルギーを 77 万テラベクレルと想定していますので、乱暴にいつてしまえば、フクシマ事故の「7700 分の 1」規模に放出をとどめることを数値目標に置いている、ということになります。

ですから 100 テラベクレルは、伊藤氏のいうように「制度設計として 100 テラベクレルを想定している」のではなく、あくまで規制委の数値化安全目標、わかりやすくいうと「**これを目指して頑張ります**」という**努力目標**なのです。「規制委は、制度設計として 100 テラベクレルの環境放出を想定している」といえば、規制委は真っ赤になって怒るでしょう。「そんな想定はしていない。安全目標はあくまで限りなくゼロなのだ」と。

「5.6 テラベクレル」にしても、この規制委の考え方を川内原発に置き換えてみると、5.6 テラベクレルに相当します、という意味です。つまり、九州電力の川内原発に関する安全目標を数値化すると 5.6 テラベクレル、重大事故発生時 5.6 テラベクレルを超えないようにがんばります、という意味以上ではありません。「川内原発は重大事故時 5.6 テラベクレルの放射能放出をするように制度設計している」といえば、今度は九州電力が怒り出すでしょう。

しかも、この伊藤氏の話は 7 頁表 4 で言う 4 層までの話です。今私たちが特に関心を持っているのは、広域避難計画、すなわち 5 層段階に移った時にどうなるか、という点であり、意図的にかどうかは知りませんが、伊藤氏は 4 層の話と 5 層の話を全く混同しています。5 層の段階、すなわちフクシマ事故並みの苛酷事故が起きた時、川内原発から半径 100km が、可能性として 2.92mSv の被曝線量となることは、原子力規制委員会の放射性物質拡散シミュレーションで明確になっています。そして、このシミュレーション結果を根拠にして原子力災害対策指針では、原発から 30km 圏を原子力災害対策重点区域と決め、この区域に対して広域避難策定を義務づけたのです。

図 4



<15 頁に続く>

原子力災害対策指針の避難基準は年間 100mSv

<14 頁より続き> 伊藤氏を続けます。

「5.6 テラベクレル。炉心から 5μシーベルト。20 でもってはいじめて避難ですから、動く必要がない。家の中にいてもいいし、普通に生活していても良いという」(11 頁表 5-1 の⑧参照のこと)

この日集まったマスコミ各社の記者連中のレベルがあまりに低く、どうせわからないだろうと調子に乗って喋ったくらいはあるにせよ、ここはあまりにひどい発言です。(このくだりを福島県の人が聞いたら、怒り出すでしょう。たとえば空間線量率 1μSv/h かなかなか下がらない、と心配して生活しているのに、5μSv/h で普通に生活していてもいい、とは)

「20 でもってはいじめて避難」という発言は原子力規制委員会の原子力災害対策指針(原対指針)の避難基準をさしています。すなわち原対指針では、即時避難の基準を空間線量率で 500μSv/h (OIL1)、避難または一時移転の基準を 1 週間連続して 20 μSv/h (OIL2) としています。(表 9 参照のこと)つまり 1 週間連続 20μSv/h が原対指針の避難基準というわけです。それでは、「避難基準 20μSv/h」を原子力規制委員会はどのように決めたのでしょうか？

20μSv/h は年間被曝線量に換算してみると約 104mSv に相当します。つまり規制委は原対指針で、放射能災害の避難基準を年間被曝線量で 104mSv と定めたことになります。このことは、原子力規制庁の「放射性物質拡散シミュレーション」の別資料『拡散シミュレーションの試算結果(総点検版)』(2012 年 12 月)の『参考資料』の中の「防災対策を重点的に充実すべき範囲の試算」で「実効線量(最初の 7 日間) 一般的基準 100mSv→UPZ の基準」(同 PDF 版 56 頁)と書いていることとも符合します。つまりは原対指針は、放射能災害の避難基準を年間実効線量 100mSv を目安にしていることがわかります。

だから伊藤氏の言うとおり、「20(μSv/h) でもってはいじめて避難」なのです。

1986 年に発生したチェルノブイリ事故では、年間被曝線量 5mSv(実効線量)が避難基準でしたし、現在もその基準で居住が禁止されています。

2011 年に発生した福島事故では、年間被曝線量 20mSv(実効線量)が避難基準でした。当時 20mSv 未満なら、福島県の小学校の校庭で小学生に遊ばせていい、という文科省の通達がでて、大騒ぎになったことをご記憶の方も多いでしょう。現在も福島事故の避難基準は年間 20mSv(実効線量)です。

つまりは、チェルノブイリから福島にかけて、避難基準は 5mSv から 20mSv へと 4 倍苛酷になったわけです。それが今回の原対指針では、さらに 100mSv と福島に比べれば 5 倍、チェルノブイリと比べれば 20 倍苛酷になっています。

伊藤氏のいう「5μSv/h」という空間線量率は、年間被曝線量に換算してみると、約 25mSv という被曝線量となり、福島にあてはめれば、完全に避難を求められる被曝線量です。とても「普通に生活していても良い」レベルではありません。もし伊藤氏が正しいなら、福島県に「帰還困難区域」(5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50mSv 超の地域)、「居住制限区域」(年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがある地域)、「避難指示解除準備区域」(年間積算線量が 20mSv 以下となることが確認された地域)などといった避難区域を設定することは全く無意味、ということになります。

100mSv 避難基準の根拠は ICRP 勧告

それでは、原子力規制委員会は、何故「年間積算被曝線量 100mSv」を避難基準とすることができたのでしょうか？

その根拠は、ICRP(国際放射線防護委員会)の 2007 年から 2009 年の一連の勧告に求められます。ICRP は 2007 年勧告で、3 つの「被曝状況」という考え方を打ち出しました。

すなわち「緊急時被曝状況」「現存被曝状況」「計画被曝状況」の 3 つです。この 3 種類の区分はそれまで提案されてはならず、全く新しい提案でした。これが「3 つの被曝状況」です。

「緊急時被曝状況」は、原子力苛酷時事故が起こり、放射能が大量に放出されている状況です。「現存被曝状況」は、大量放出期が終了したが、まだ放射線量が高い状況です。「計画被曝状況」は、原発は平常時でも放射能を出しているが、いずれも管理値以内であり、公衆の被曝が計画的に管理できるとする状況です。

そしてこの 3 つの被曝状況に対応して、積算被曝線量の許容値の幅(バンド)を提案しました。図示すると以下のようになります。

緊急時被曝状況	20mSv 超から 100mSv
現存被曝状況	1mSv 超から 20mSv
計画被曝状況	1mSv 以下

現在 ICRP の勧告では「公衆の被曝線量は、(自然放射線からの被曝や医療被曝を除いて)年間 1mSv 以下」を提案しており、日本政府もその提案をそのまま受け入れ、公衆の被曝線量は年間 1mSv を上限とすることが法律で決まっています。上記の「計画被曝状況」はちょうど通常時の「公衆の被曝」状況に照応します。つまり私たちは、事故がなくても「計画被曝」させられているわけです。

「3 つの被曝状況」の考え方では、福島事故のような原発苛酷事故時は、平時ではなく緊急時だと捉えます。緊急時だから被曝限度を厳しくするのかと思うと、その真逆で、「緊急時だから」年間 100mSv までは公衆も被曝してよろしい、となります。この考え方がいったいどこから出てくるのかというと、その大元は ICRP の「放射線防護の 3 原則」の一つ、「放射線被ばくの状態を変化させるようなあらゆる決定は、害よりも便益が大となるべきである」(正当化の原則)に求められます。

ここで「害」といっているのはいうまでもなく「放射線被曝で受ける健康被害」のことです。

<16 頁に続く>

表 8 全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ(～概ね 5 km)	OIL 1 即時避難	PAZ : Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域
UPZ(概ね 5 ～ 30 km)	OIL 2 一時移転の又は避難	UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域
UPZ 外(概ね 30 km ～)	30 km 以上であってブルーム(放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲)が通過すると見られる地域。 モニタリングの結果、ブルームがあれば OIL 2	

表 9 苛酷事故時の避難基準(OIL と防護措置)

OIL (Operation Intervention Level=運用上介入レベル)				
基準の種類		基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
護 緊急 措 置防	OIL 1	住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
護 早期 措 置防	OIL 2	地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013 年 10 月 31 日
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

苛酷な被曝線量限度で原発の存在を正当化

<15 頁より続き> 害が放射線被曝による健康被害だとすれば、「便益」は、「原発など核施設を利用することで享受する社会的便益」のことです。

つまりここでは放射線被曝の害よりも、原発など核施設を利用することで得られる社会的便益（**そのような便益があるのかどうか甚だ疑問ですが、ICRP の学者たちはとにかく便益があると考えます**）の方が大きくなるように「放射線被曝の状況を変化させなさい」といいます。もうすこしわかりやすく言うと、被曝限度を変化させる時には、「**害 < 便益**」の方針で変化させなさい、といっているわけです。被曝限度を「年間 1mSv」のままにしておくと、フクシマ事故のような原発苛酷事故時では、事実上現在の 20 倍以上の避難者をだし、その社会的費用は大変な額にのぼります。その避難費用それに伴う賠償費用は、原則事業者が負担しなくてはなりません。事業者はそのような負担に耐えられませんから、原発が運営できなくなります。そうすると原発によって得られる「社会的便益」を享受できなくなります。これは前述 ICRP の「正当化の原則」に真っ向から反します。

どうするか？ 公衆の被曝線量の限度をあげて調整すれば良い、という結論となります。ですから、「3 つの被曝状況」を作りだして、状況に応じて被曝線量の上限をあげていけば良いではないか、ということになってきます。

ウソみたいな話ですが、ICRP の勧告は確かにそう言っています。また日本政府も、「そりゃ、もっともだ」ということでこれら一連の勧告を取り入れ、日本国内に適用しているのです。

表 10 ICRP（国際放射線防護委員会） 放射線防護の 3 原則

正当化の原則

放射線被曝の状況を変化させるようなあらゆる決定は、害よりも便益が大となるべきである。

最適化の原則

被曝の生じる可能性、被曝する人の数及び彼らの個人線量の大きさは、すべての経済的及び社会的要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保つべきである。

線量限度の適用の原則

患者の医療被曝以外の、計画被曝状況における規制された線源のいかなる個人の総線量は、委員会が特定する適切な限度を超えるべきではない。

【参照資料】ICRP Pub109「緊急被曝状況における人々のための委員会勧告の適用」（日本アイソトープ協会訳）
<http://www.jrias.or.jp/books/pdf/20110428-174501.pdf>及び「国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告（Pub.103）の国内制度等への取入れに係る審議状況について－中間報告－」（放射線審議会 基本部会 2010年1月）

フクシマは 20、原対指針は 100mSv

年間被曝線量の上限については、フクシマ事故発生時の「緊急時被曝状況」では、当時の民主党政権は、バンド枠「20mSv から 100mSv」の中の最低値、20mSv を採用し、年間被曝線量 20mSv を避難基準としました。現在の原子力規制委員会が作成した原対指針では、バンド枠「20mSv から 100mSv」の最高値 100mSv を避難基準としたのです。

ですから、年間 100mSv の避難基準の根拠は、ICRP の 2007 年から 2009 年にかけての一連の勧告なのです。この勧告を取り入れることが正しいのかどうかなどという国民的議論は今のところ一切存在しません。ですからいまご説明した内容は、一般国民はおろか、国会議員の政治家諸公もほとんどなにも知りません。専門家（**といっても原発推進の専門家・学者のことですが**）まかせに

してきたツケをいま私たちは支払っていることになります。

鹿児島県知事の伊藤祐一郎氏が、どこまで理解して「5μSv/h の空間線量率（**前述のように年間被曝実効線量では約 32mSv になります**）では普通に生活しても良い」といっているのか全くわかりませんが、氏の放射線被曝に関する知識は浅く、ともあれ、鹿児島県民の健康や生命、安全に対する配慮は二の次、三の次で川内原発再稼働問題を考えていることは明らかでしょう。

さらに伊藤氏は、「そのレベルの放射能は人に被害が起こらない」（11 頁表 5-2 の⑨を参照のこと）と述べています。年間被曝線量 32mSv 程度の被曝では人体に害がない、といっているわけです。ICRP の人たちは、100mSv 以下の低線量被曝では人体に害があるという科学的証拠はない、害がないという証拠もない。しかし一応仮説として、低線量でも害があるとして考え（LNT 仮説）、放射線被曝は少なければ少ないほど良い（**There is no safe dose of radiation 「放射線被曝に安全量はない」**）とする考え方を**公式の定説**としています。

少なくとも伊藤知事のように「そのレベルの放射能は人体に害がない」と断定するのは、ICRP 学説に照らしてみても誤ったといかたです。

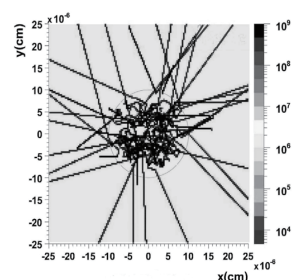
ましてや現在は「チェルノブイリ研究」や「細胞に関する科学研究」を基にして、「100mSv 以下でも、あるいは場合によれば 1mSv 以下の極低線量被曝」でも健康に深刻な影響があるとする、学者・研究者も数多くでてきていて、ICRP 学説でいう「**100mSv 以下では健康に害があるという科学的証拠はない**」どころか、**科学的証拠は数多くあると指摘されている**ご時世です。

一介の私人、伊藤祐一郎氏が個人の信念として「そのレベルの放射能は人に被害が起こらない」と発言するのは全くの自由ですが、県民の「生命・健康」に関して最高の責任を負っている鹿児島県知事として公に発言することには大いに異論があります。すくなくとも科学的に確認されている内容でなければなりません。この「伊藤学説」に関しては少なくとも取り消し・訂正・謝罪を求めています。

<17 頁に続く>

ECRR

2010 Recommendations of the European Committee on Radiation Risk



The Health Effects of Exposure to Low
Doses of Ionizing Radiation

Regulators' Edition: Brussels 2010

大気圏核実験時代の世界的な放射性降下物による健康被害、チェルノブイリ事故によるヨーロッパ全体の健康被害など、低線量・極低線量被曝で深刻な健康被害が出ていることを研究・例示し、低線量被曝、特に内部被曝の危険を論じた欧州放射線リスク委員会（ECRR）2010年勧告（英語版）の表紙。

あわせて ICRP（国際放射線防護委員会）のリスクモデル、その根拠となる広島・長崎原爆被爆者寿命調査（LSS）の結果を低線量被曝にあてはめることの誤りも指摘・批判をしている。

原発の稼働と国民の命・健康・安全問題

<16 頁より続き> さらに伊藤氏は医療被曝と比較して、そのレベルの放射能は問題がない、ととれる発言をしています。引用します。

「5μシーベルト（正確には毎時 5μSv）というのは一週間ずっと浴び続けて、胃の透過の 3 分の 1 くらいの放射能ですね」

これはよく使われる誤った比較です。5μSv/h の空間線量率は、7 日間連続して被曝すると、 $(8 \text{ 時間} \times 5\mu\text{Sv/h}) + (16 \text{ 時間} \times 0.6 \times 5\mu\text{Sv/h}) > \times 7 \text{ 日間} = 616\mu\text{Sv}$ となり、胃の透過 X 線被曝線量約 1.5mSv の 1/3 くらいになります。しかし、胃の透過 X 線被曝約 1.5mSv は、誰も安全だとはしていません。

ICRP 勧告では、「医療被曝」は規制の対象外だとしています。医療被曝による健康被害と放射線を使った治療・検査から受ける利益と勘案して、健康被害より放射線を使った治療・検査の利益が大きい時には、放射線治療・検査を受けるべきだ、ただしその判断ができるのは担当医師だけなので、一般規制の対象外とする、と述べています。実際放射線治療や検査は安全ではありません。先進国を中心に医療被曝による健康被害問題が大きくなって来ているのが現状ですが、これは医師が判断の権利を濫用しているためです。ですから、医療被曝の害と原発からの放射能の害とを比較するのは、元々誤った比較です。伊藤氏が生半可な知識を振り回して自説を正当化しようとするのは県知事としては軽率な行為であり、この限りでは社会をミスリードする危険な県知事、ということになります。

原発安全神話時代の原発地元概念

さて伊藤氏の話はいよいよ、「原発地元の範囲問題」にさしかかります。伊藤氏は次のように述べています。

「それと同意の範囲。同意の範囲も従来のスキームで良いと。…それを一律に拡大すると…必ずしも我が国全体をまとめる上において、錯綜するだけで、賢明なことではないと私は思うんですね」（11 頁表 5-2 の⑩参照のこと）

ここで伊藤氏が「従来のスキーム」といっているのは、福島原発事故前のスキーム、すなわち「地元とは、原発が直接建っている自治体とそれを包摂する県や道だけ」とする考え方です。**まだ、日本が「原発安全神話」と完全に手を切る前のスキームのこと**です。理論的にいって、日本が「原発安全神話」と完全に訣別したのなら、その時代のスキームとも訣別すべきだと私などは思うのですが、伊藤氏はその理由説明をしていません。理論的な理由説明をするかわりに、伊藤氏は別な理由説明をしています。「すなわち一律に拡大すると錯綜するだけで、まとまらない、賢明ではない」としている個所です。

これは当たり前の話で、ステークホルダの数を増やせば増やすほどまとまりにくくなる筈です。しかしまとまらないから、拡大すべきでない、とするのが本当に賢明なのか、というと大いに議論があるところです。私は、本当に賢明な道は、できるだけ数多くのステークホルダを集めて議論を重ねていく道だろうと思います。「原発稼働に消極的なステークホルダ」や「はっきり反対のステークホルダ」も交えて議論を重ねていくと、まとまるものもまとまらない、原発再稼働に賛成、前向きなステークホルダだけで決めてしまえ、それが賢明なのだと、伊藤氏は主張しているわけですが、それは原発再稼働に対する不信を大きくするだけで、長い目でみれば、原発推進勢力にとって也得策ではない、と私などは考えます。原発再稼働にはっきり反対の立場を採る私などには、伊藤氏の考え方と今回の決定のスキームは、焦るあまり自ら墓穴を掘った、と見えます。

現在の法体系では、鹿児島県と薩摩川内市だけが原発立地自治体ではない、少なくとも 30km 圏の自治体は、原発立地自治体とみなさざるを得ないことがはっきりしている以上、現在の法体系を根拠に、鹿児島県の「同意表明は無効」などとした行政訴訟を起こされれば、鹿児島県・伊藤知事はこれに対処の方策はなくなります。ましてや、今回の同意表明は「規制基準適合性審査」が終了する前の「同意表明」です。鹿児島県知事同意表明の法的根拠はますます薄くなります。

原発再稼働すると国民の命を守れない

最後に、伊藤知事がいまだ「原発安全神話」にどっぷり浸っている人物であることを指摘しておきたいと思います。伊藤氏は次のように述べています。

「国民の命を守れ、いかにも原発を稼働すると、国民の命を守れないかのような、そういうプロパガンダが大に行われている」（11 頁表 5-2 の⑫参照のこと）

これは原発を稼働しても安全なんだ、国民の命に関わるようなことは全然起こらないんだ、とする伊藤氏の信念を披瀝した言葉です。

しかし実際にはフクシマ事故は発生し、国民の生命・健康、安全・財産に直接関わるような事態が発生しました。この事態を受けて、たとえば、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（いわゆる国会事故調）は、2012 年 7 月 5 日、衆参両院議長あてに提出した最終報告書の中で次のように述べています。

「この事故が“人災”であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった」（PDF 版 6 頁）とし、その提言 1 で、「国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する」（同 20 頁）と提言しています。さらに「提言の実現に向けて」では、「原子力を扱う先進国は、原子力の安全確保は、第一に国民の安全にあるとし」と述べ、「この事故から学び、事故対策を徹底すると同時に、日本の原子力対策を国民の安全を第一に考えるものに根本的に変革していくことが必要である」（同 23 頁）と述べています。

ここに示されている国会事故調の考え方は、原発稼働に際し、国民の生命・健康、安全を第一に考えてこなかった、それが東電福島第一原発事故の真の原因であるという認識です。従って**「原発を稼働すると、国民の命を守れない」**という基本認識は極めて重要なものとして浮かび上がってきます。

「原発を稼働すると、国民の命を守れない」、だから稼働に際しては、この認識を基本にして、万全の体制で臨もう、となるか、あるいは「だから原発をやめてしまえ」となるかは、人それぞれです。原発を再稼働する際でも、「原発を稼働すると、国民の命を守れない」という基本認識を持っていなければ私たちはまた危険の淵に迷い込むことになります。

稼働賛成、反対にせよ、この認識では一致していなければ困ります。その意味では、「原発を稼働すると、国民の命を守れない」と考えていない人たちが原発を再稼働すれば、必ずフクシマ事故並の苛酷事故を起こすでしょう。国会事故調の指摘の二の舞です。

「原発を稼働すると、国民の命を守れない」を単なるプロパガンダだと切って捨てる伊藤鹿児島県知事には、川内原発の再稼働を判断する資質はない、という気が私にはします。

現在日本は、福島第一原子力発電所事故による 「原子力緊急事態宣言」下にあります

(2011年3月11日19:03発令)

被曝なき世界へ



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

日本はまだ原子力緊急事態中です

原子力災害本部長は内閣総理大臣で、国民の安全と生活を守るため
全力を挙げて終息させるよう指揮を執る責任と義務を負い、遂行する権限を持っています

事故前の通常時からすれば、本来出てはいけなかった核種の放射能がまだ大量に出続けています

炉心では核燃料も溶融しデブリになっていることを東電も認めました

廃炉の第一段階である燃料取り出しの見通しが全く立たないことを意味します

高い被曝線量により原子炉に人間は近づけず、デブリを取り出す技術もまだありません

最低でも10数年はこのままの状態が続くことが決定的です

福島第一原発による第二苛酷事故の可能性も去っていません

原発賛成・反対は二の次の問題、福島原発事故が終息してからの問題です

九州電力川内原発・関西電力高浜原発の再稼働などもってのほかです

福島原発事故の上に、追加放射能と新たな原発苛酷事故のリスクを付加するだけです

黙っていれば容認になり、そのリスクや負担はすべて私たちが負うことになります

一人一人がいま、正確な情報を知り、知ろうとし、考えることが大切です

一人一人が正確な情報を知ろうとすることだけでも、それは解決の方向に向かう大きな力になります

毎回、チラシのテーマ・内容が違います。過去チラシも是非ご参考になしてください

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/